

草津市告示第320号

草津市新生児特別給付金給付事業実施要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和4年11月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市新生児特別給付金給付事業実施要綱を廃止する要綱

草津市新生児特別給付金給付事業実施要綱（令和2年草津市告示第296号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

（令和4年11月30日揭示済み）

草津市告示第321号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年12月1日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

令和4年度 第5期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年12月8日に送達があったものとみなす。

令和4年度第5期介護保険料督促状公示送達者名簿

| No. | 氏名 | 住所 |
|-----|--------|---------------------------|
| 1 | 楠 芳樹 | 草津市野路東三丁目3番3-306号レドンドカサ玉川 |
| 2 | 山城 エツ子 | 草津市西渋川一丁目18番1号 |
| 3 | 山元 雅恵 | 草津市草津一丁目8番31号 |

（令和4年12月1日揭示済み）

草津市告示第322号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和30年草津市条例第5号）第2条第1項の規定により、令和3年度の決算の状況および市債の状況ならびに令和4年度上半期の執行状況を公表する。

令和4年12月1日

草津市長 橋川 渉

くさつの家計簿

財政課(3階) ☎561-2304、FAX561-2483

市では毎年、予算の執行状況や決算について公表し、皆さんの納めた税金などがどのように使われているかをお知らせしています。市の財政を身近に感じてもらえるよう、令和3年度の決算概要や、市の財政状況をまとめました。



昨年度のお金の使われ方を見てみよう!

※四捨五入の関係で、値が合わない場合があります

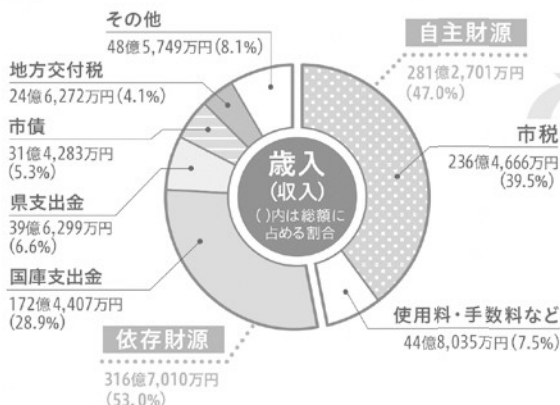
令和3年度 決算状況

一般会計

一般会計は、行政の基本的な経費を、市税などを主な財源として経理する会計です。歳入から歳出を引いた11億3,331万円のうち、令和4年度に繰り越した事業の財源を除いた5億1,321万円が黒字額で、54年連続の黒字となりました。

歳入(収入)

総額 597億9,711万円
前年度比 90億6,855万円減(13.2%減)



市税の内訳

| 項目 | 金額 |
|-------|-------------|
| 市民税 | 109億9,452万円 |
| 固定資産税 | 98億2,662万円 |
| 都市計画税 | 17億1,095万円 |
| 市たばこ税 | 8億2,800万円 |
| 軽自動車税 | 2億8,426万円 |
| 入湯税 | 231万円 |

市民1人当たりの市税負担14.5万円
※市税(法人などを除く)を人口137,321人(3月31日時点)で割って算出



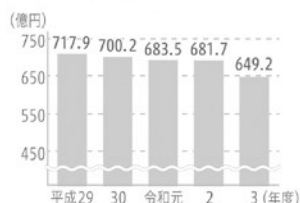
用語の解説

- 市税** 市に納められる税金
- 国庫支出金** 市が行う特定の事業に対して国が支出するお金
- 県支出金** 市が行う特定の事業に対して県が支出するお金
- 市債** 多額の費用が必要な場合などに行う市の借入金
- 地方交付税** 市の財政状況に応じて国から交付されるお金
- 自主財源** 市が自主的に収入できるお金
- 依存財源** 国や県によって定められた額の交付金

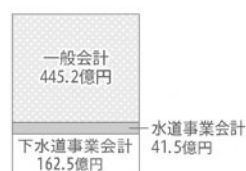
市債(長期借入金)

主に道路や学校、下水道など、長期間使用する施設を整備するときの財源の一部にします。令和3年度は、新たな借入額を返済額より少なくし、残高を減らしています。

市債残高の推移



市債残高(649.2億円)の内訳



基金

特定の事業を行ったり、財源が不足したりするときに使います。

昨年度比 27.6億円増

- 現在高 175億3,459万円
- 財政調整基金 55億4,396万円、
- 減債基金 31億8,084万円、
- まちづくり基盤整備基金 40億3,985万円
- など11基金

財産

■公有財産

土地/173.8万㎡、建物/延べ床面積39.4万㎡、有価証券/2,831万円、出資金(特定の協会や会社などへの出資金)/12億7,659万円

くさつの家計簿

新型コロナウイルス感染症の関連経費の概要は次のページをご覧ください

歳出(支出)

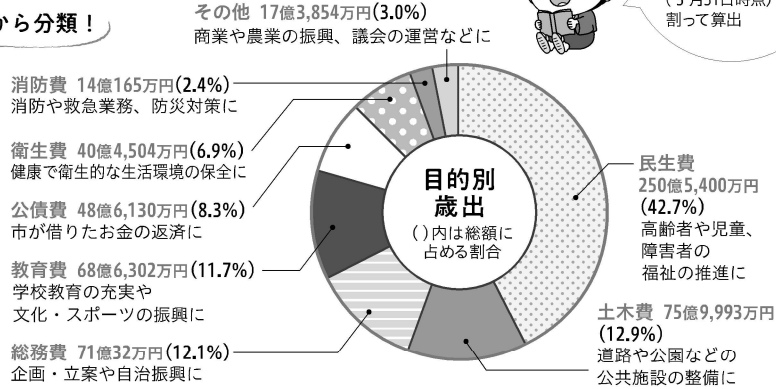
総額 586億6,380万円
 (うち新型コロナウイルス感染症の関連経費 51億330万円)
 前年度比 94億7,262万円減(13.9%減)

市民1人当たりのサービス額42.7万円
 ※歳出総額を人口137,321人(3月31日時点)で割って算出

歳出を2つの観点から分類!

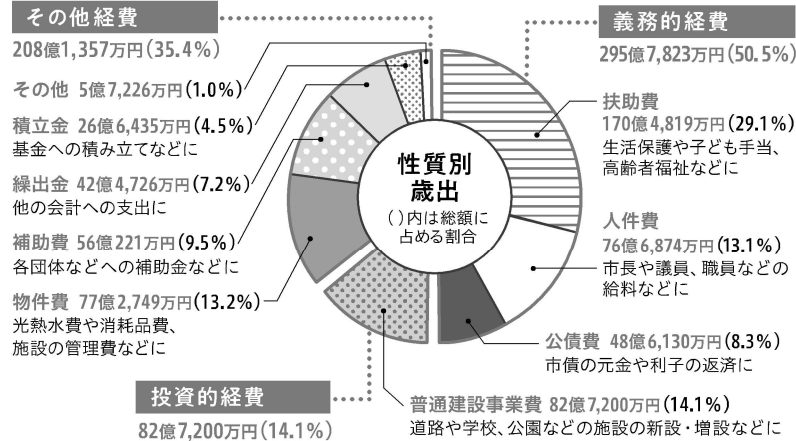
目的別分類

歳出を福祉や公共施設整備、教育のためなど行政目的の観点から分類



性質別分類

歳出を経済的性質(物品購入、給与支払い)の観点から分類。どのような経費がかかっているかや、必要経費(義務的経費)はどのくらいあるかなど、予算の弾力性や行政運営経費の内容



特別会計 特定の歳入を特定の支出に充てて経理する会計です。

●特別会計の内訳

| 区分 | 歳入 | 歳出 | 差し引き |
|----------|-------------|-------------|-----------|
| 国民健康保険 | 115億4,190万円 | 114億4,402万円 | 9,788万円 |
| 財産区 | 5億8,058万円 | 5億8,058万円 | 0万円 |
| 学校給食センター | 7億2,466万円 | 7億2,466万円 | 0万円 |
| 介護保険 | 93億4,772万円 | 91億1,844万円 | 2億2,928万円 |
| 後期高齢者医療 | 15億9,990万円 | 15億9,159万円 | 831万円 |

地方公営企業法を適用している水道事業と下水道事業は除く

新型コロナウイルス感染症の関連経費の概要

| 事業名 | | 事業概要 | 経費 |
|----------------------|-------------------------|--|------------|
| ■ 国・県の制度に基づく事業 | | | 45億7,729万円 |
| うち 主な 事業 | 子育て世帯への臨時特別給付金給付費 | 子育て世帯（児童扶養手当受給世帯等）を支援するための給付 | 21億9,953万円 |
| | 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 | 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の準備や実施にかかる所要額 | 11億7,145万円 |
| | 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費 | 住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の給付 | 9億1,525万円 |
| ■ 市の独自制度に基づく事業 | | | 5億2,601万円 |
| うち 主な 事業 | 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費 | 緊急事態宣言等の影響により売上が減少している中小企業や個人事業主に対する支援 | 2億2,507万円 |
| | 子育て世帯応援給付金給付費 | 低所得の子育て世帯を支援 | 1億1,497万円 |
| | コロナの影響に伴う指定管理者への支援 | 新型コロナウイルス感染症の影響にともなう公共施設の指定管理者への支援 | 6,241万円 |
| 新型コロナウイルス感染症の関連経費 合計 | | | 51億330万円 |

草津市が、年収500万円の家計の場合…

令和3年度一般会計決算の歳入・歳出を家計に例えてみます。

※端数調整の関係で、値が合わない場合があります

支出の約2分の1を、給料(市税など)や副収入(使用料・手数料など)などで賄っているよ。不足分は、仕送り(国庫支出金など)を受けたり、借金(市債)をしたりして、やりくりしているんだ。



| 収入(歳入) | | 決算額 597億9,711万円 | 支出(歳出) | | 決算額 586億6,380万円 |
|---------------|---------------|-----------------|---------------------------------------|----|-----------------|
| 給料 | 259万円 (51.8%) | | 食費…人件費 職員の給料 | 義務 | 64万円 (13.0%) |
| 内訳 | | | 家族の医療費…扶助費 生活困窮者や高齢者の支援と、児童福祉のために | 義務 | 143万円 (29.0%) |
| 基本給…市税 | 198万円 | | 光熱費などの雑費…物件費・補助費 施設管理や広域行政組合の運営費など | | 112万円 (22.7%) |
| 諸手当…地方交付税※1など | 61万円 | | 子どもたちへの仕送り…他会計への繰出金 | | 36万円 (7.3%) |
| 副収入…使用料・手数料など | 23万円 (4.6%) | | 借金の返済…市債の償還 | 義務 | 41万円 (8.3%) |
| 貯蓄の取り崩し…繰入金 | 2万円 (0.4%) | | 家の増改築・リフォーム費…普通建設事業費 道路や公共施設の建設など | | 70万円 (14.2%) |
| 仕送り…国庫支出金など | 177万円 (35.4%) | | 貯金…積立金など | | 22万円 (4.5%) |
| 借金…市債 | 26万円 (5.2%) | | その他…出資金や貸付金など | | 5万円 (1.0%) |
| その他 | 13万円 (2.6%) | | 合計 | | 493万円 |
| 合計 | 500万円 | | | | |

※1 自治体間の税収の不均衡を調整するために、一度国が税金を集めて再配分しているお金

義務 …法律などで義務付けられた経費

くさつの家計簿

令和4年度 予算の執行状況

(令和4年9月末時点)

4～9月のお金の動きをお知らせします。

●一般会計

| 歳入歳出予算額 | 歳入収入率 | 歳出執行率 |
|-------------|-------|-------|
| 562億1,201万円 | 41.6% | 35.2% |

●特別会計

| 区分 | 歳入歳出 予算額 | 歳入 収入率 | 歳出 執行率 |
|----------|-------------|-----------|-----------|
| 国民健康保険 | 115億4,150万円 | 37.5% | 40.3% |
| 財産区 | 1億4,230万円 | 98.8% | 84.8% |
| 学校給食センター | 10億4,910万円 | 23.2% | 35.9% |
| 介護保険 | 96億 160万円 | 40.5% | 40.9% |
| 後期高齢者医療 | 17億1,580万円 | 33.0% | 40.2% |

●特別会計のうち公営企業会計

| 区分 | 収入予算額 | 収入率 | 支出予算額 | 執行率 |
|-----|------------|-------|------------|-------|
| 水道 | 26億6,400万円 | 49.3% | 23億1,000万円 | 40.0% |
| 下水道 | 39億8,700万円 | 41.3% | 36億2,600万円 | 40.2% |

財政指標 早期健全化基準値内に収まる良好な水準でした

財政指標とは、全国で統一されている指標で、自治体の財政の健康診断に用いられます。財政の健全性を表す4つの指標は、いずれも基準を超えておらず、市の財政指標は良好な水準です。

●令和3年度決算 健全化判断比率・資金不足比率

| 区分 | 内容 | 草津市 | 県内市平均 (加重平均・速報値) | 早期健全化基準 (危険信号※2) |
|----------|--|---------|---------------------|---------------------|
| 実質赤字比率 | 普通会計(一般会計と他1会計)の赤字額の標準財政規模※1に占める比率 | — | 赤字なし! | 11.8% |
| 連結実質赤字比率 | 全会計(財産区を除く)の赤字額の標準財政規模に占める比率 | — | 赤字なし! | 16.8% |
| 実質公債費比率 | 全会計(財産区を除く)での借入金の返済額のうち、主に市税によって返済した額の標準財政規模に占める割合 | 6.4% | 5.0% | 25.0% |
| 将来負担比率 | 全会計(財産区を除く)や外郭団体などを含めて、主に市税によって今後負担すると見込まれる負債の標準財政規模に占める比率 | — | — | 350.0% |
| 資金不足比率 | 資金不足比率の対象は、水道・下水道事業会計の2会計 | 資金不足なし! | | 経営健全化基準 20.0% |

※1 市税と交付税などの合計額で、市の一般財源の標準的な大きさを示す
 ※2 この基準を超えると、財政再建に取り組む必要がある

銀行からの借り入れと、国や県からの仕送りについて

金融機関から借り入れをすることで、応急的な財源を確保する他、大きな費用をかけて施設などを整備する際の費用を分割返済するため、将来、施設を利用する市民の皆さんにも負担してもらうことになり、世代間の公平性を保つことができます。ただ、支出の内訳を見ると、借金の返済をはじめとして、市には使い道の決まっている支出(義務的経費)が多く、自由に使えるお金は多くありません。また、今後、人口減少や少子高齢化が進み、税収入の減少や社会保障関係経費の増大などにより、収支状況は一層厳しくなることが予想されます。

市では、将来にわたって持続的に発展していけるよう、「草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例」、「財政規律ガイドライン」を定めており、財政規律の確保を図るとともに、市民ニーズの変化に合わせて事業の見直しを進め、引き続き健全な財政運営の維持に努めます。



財政課(3階) ☎561-2304、FAX561-2483

(令和4年12月1日揭示済み)

草津市告示第323号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年12月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 1 件 |
| (2) 軽自動車税（種別割） | 2 件 |
| (3) 国民健康保険税督促状 | 46件 |
| (4) 差押調書（謄本） | 3 件 |
| (5) 配当計算書（謄本） | 3 件 |

計55件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

- 3 上記の書類については、令和4年12月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

| 氏名 | 住所 | 市・県民税 | 帳目動産税 (種別別) | 国民健康保険税 |
|----------------------------|--------------------------------------|----------|-------------|----------|
| 1 楠 滋夫 | 草津市若竹町1番46-303号 アイフコート草津 | 令和4年度第2期 | 令和4年度全期 | |
| 1 濱口 裕哉 | 草津市笠山三丁目11-9-728 | | 令和4年度全期 | |
| 2 名亭 達高 | 大府府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁682番地 百舌鳥ハイスト 202号 | | | 令和4年度第2期 |
| 1 松下 美優 | 大津市大津一丁目17番14号 レオパレスTMS105号 | | | 令和4年度第3期 |
| 2 松下 美優 | 大津市大津一丁目17番14号 レオパレスTMS105号 | | | 令和4年度第4期 |
| 3 田川 良平 | 草津市山原三丁目1番35-201号 ジャンボールI | | | 令和4年度第3期 |
| 4 小林 武史 | 草津市平井一丁目5番23-105号 草津前川ハイスト | | | 令和4年度第4期 |
| 5 小林 武史 | 草津市平井一丁目5番23-105号 草津前川ハイスト | | | 令和4年度第4期 |
| 6 草川 博章 | 草津市西沢川一丁目17番55-301号 リバークコート | | | 令和4年度第4期 |
| 7 瀧園 光博 | 草津市野村一丁目13番9-312号 ル・アーヴェージュ草津 | | | 令和4年度第4期 |
| 8 大比賀 光樹 | 草津市東草津三丁目16番7号 ハイソ高層 306号 | | | 令和4年度第4期 |
| 9 駒井 景子 | 草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール | | | 令和4年度第3期 |
| 10 駒井 景子 | 草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール | | | 令和4年度第4期 |
| 11 駒井 景子 | 草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール | | | 令和4年度第4期 |
| 12 井之口 武 | 草津市西草津一丁目8番49号 | | | 令和4年度第2期 |
| 13 井之口 武 | 草津市西草津一丁目8番49号 | | | 令和4年度第3期 |
| 14 井之口 武 | 草津市西草津一丁目8番49号 | | | 令和4年度第4期 |
| 15 LIANG HAOWEN 梁 浩文 | 草津市青地町270番地3 サンクリエット・ハヤシ巻旅館 1709号 | | | 令和4年度第4期 |
| 16 中島 慶汰 | 草津市青地町270番地3 サンクリエット・ハヤシ巻旅館 1709号 | | | 令和4年度第4期 |
| 17 村上 安広 | 草津市追分八丁目16番1-202号 ハイソクテナガ | | | 令和4年度第4期 |
| 18 井手口 芳弘 | 草津市追分三丁目2番36号 | | | 令和4年度第4期 |
| 19 齊藤 良郎 | 草津市木川町864番地 レジデンス草津 204号 | | | 令和4年度第4期 |
| 20 松浦 一信 | 草津市木川町909番地 木川団地 25棟2号 | | | 令和4年度第2期 |
| 21 松浦 一信 | 草津市木川町909番地 木川団地 25棟2号 | | | 令和4年度第3期 |
| 22 松浦 一信 | 草津市木川町909番地 木川団地 25棟2号 | | | 令和4年度第4期 |
| 23 坂本 昭 | 草津市木川町952番地28 | | | 令和4年度第4期 |
| 24 WANG QIAN 王 乾 | 草津市穴倉一丁目2番10-1402号 UCD-ARROW | | | 令和4年度第4期 |
| 25 関高 匠 | 草津市穴倉一丁目7番3-603号 リゾイエール・パルジュ | | | 令和4年度第4期 |
| 26 LI HUAJING | 草津市野路東四丁目13番8-107号 アンビエンテ | | | 令和4年度第4期 |
| 27 LIU TIANSHU | 草津市野路東六丁目6番41-401号 ハイソ玉川V | | | 令和4年度第4期 |
| 28 高木 純男 | 草津市野路九丁目14番1-303号 ALTA南草津ビュエー | | | 令和4年度第4期 |
| 29 齊藤 剛 | 草津市野路九丁目14番1-401号 ALTA南草津ビュエー | | | 令和4年度第4期 |
| 30 淺野 成人 | 草津市矢橋町105番地1-523 カーサ・ソラツツオ | | | 令和4年度第4期 |
| 31 北野 雅己 | 草津市矢橋町69番地39 | | | 令和4年度第4期 |
| 32 山西 美穂 | 草津市南草津三丁目16番10号 | | | 令和4年度第4期 |
| 33 斎藤 一 | 草津市南草津三丁目22番15-1号 | | | 令和4年度第4期 |
| 34 藤井 聖哉 | 草津市南草津三丁目9番3号 | | | 令和4年度第4期 |
| 35 NGUYEN THI MINH HUYEN | 草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園 | | | 令和4年度第2期 |
| 36 NGUYEN THI MINH HUYEN | 草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園 | | | 令和4年度第4期 |
| 37 ERKHEMBAATAR MUNKHSOYOL | 草津市笠山七丁目3番D-303号 | | | 令和4年度第4期 |
| 38 藤本 勝市 | 草津市笠山二丁目1番9号 新洋建設社宅 | | | 令和4年度第2期 |
| 39 藤本 勝市 | 草津市笠山二丁目1番9号 新洋建設社宅 | | | 令和4年度第3期 |
| 40 渋谷 大器 | 草津市笠山二丁目3番69-412号 クローバーハイストIII | | | 令和4年度第4期 |
| 41 竹口 真人 | 京都市中京区壬生賀島町所町53番地2 THE BASE 四森大宮 205 | | | 令和4年度第1期 |
| 42 鳥帽子 真 | 奈良県宇陀市鞍原萩原2060番地の1 鞍原プリンスハイスト807号 | | | 令和4年度第3期 |
| 43 鳥帽子 真 | 奈良県宇陀市鞍原萩原2060番地の1 鞍原プリンスハイスト807号 | | | 令和4年度第4期 |
| 44 KWON HYEOKMIN | 韓国 | | | 平成4年度第3期 |
| 45 KWON HYEOKMIN | 韓国 | | | 令和4年度第4期 |
| 46 HAN ZHENG TONG | 中国 | | | 令和4年度第4期 |

差 押 調 書 (謄 本) 公 示 送 達 者 名 簿

| | 氏 名 | 住 所 | 備 考 |
|---|-------|---------------------------------|--------------------------|
| 1 | 駒井 亮 | 草津市山寺町1166番地1-6006ダイキン山寺社宅 | 発番 草納発第1040号 令和4年 10月13日 |
| 2 | 山崎 正弘 | 草津市青地町213番地1-408ディアコート青地I | 発番 草納発第1045号 令和4年 10月14日 |
| 3 | 斗沢 彩花 | 草津市青地町270番地3-1602サンクリエート・ハヤシ壹號館 | 発番 草納発第1133号 令和4年 11月 7日 |

配 当 計 算 書 (謄 本) 公 示 送 達 者 名 簿

| | 氏 名 | 住 所 | 備 考 |
|---|----------------------|----------------------------|--------------------------|
| 1 | ORANSIRIKUL THONGTAT | 草津市野路九丁目1番41-608号ジュネス南草津 | 発番 草納発第1061号 令和4年 10月13日 |
| 2 | 澤田 将輝 | 大津市大江三丁目19番10-101号 | 発番 草納発第1095号 令和4年 10月17日 |
| 3 | RESNO ANJASMARA | 草津市青地町213番地1-605ディアコート青地II | 発番 草納発第1168号 令和4年 10月28日 |

(令和4年12月1日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和4年11月21日

草津市長 橋 川 涉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|-------------------------|---------------------|---------|----------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 草津市木川町1154番地54 西村 和成 | 草津市北山田町字内野313番 1 | 165.00㎡ | R4.11.21 | 1633 |

(令和4年11月21日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証

を交付した。

令和4年11月21日

草津市長 橋川 渉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面積 | 検査済証 | |
|-----------------------------------|---------------------|---------|----------|------|
| | | | 交付年月日 | 番号 |
| 草津市草津町1512番地402 セジュール 竹村 優輝 | 草津市北山田町字内野317番 1 | 234.30㎡ | R4.11.21 | 1634 |

(令和4年11月21日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和4年11月21日

草津市長 橋川 渉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面積 | 検査済証 | |
|---------------------------------|---------------|---------|----------|------|
| | | | 交付年月日 | 番号 |
| 大津市におの浜四丁目4番1-702 号 伊波 正一 | 草津市芦浦町字柿72番10 | 311.75㎡ | R4.11.21 | 1635 |

(令和4年11月21日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証

を交付した。

令和4年11月21日

草津市長 橋川 渉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面積 | 検査済証 | |
|--|----------------------|---------|----------|------|
| | | | 交付年月日 | 番号 |
| 草津市野村六丁目13番22-101号 リバティエ・ツクダ 2番館 山本 和人 | 草津市駒井沢町字湯屋田142 番7 | 217.97㎡ | R4.11.21 | 1636 |

(令和4年11月21日揭示済み)

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年11月30日

草津市長 橋 川 渉

- 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 縦覧の期間 令和4年11月30日から
令和4年12月28日まで
- 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和4年11月30日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第19号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

- 期 日 令和4年12月19日（月） 午後3時
- 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和4年12月1日揭示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和4年12月1日現在において、次のとおりである。

令和4年12月1日

草津市選挙管理委員会

委員長 馬 場 敏 一

| | |
|---------|---------|
| 50分の1の数 | 2,224人 |
| 6分の1の数 | 18,528人 |
| 3分の1の数 | 37,055人 |

(令和4年12月1日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和4年11月21日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 中 島 美 徳

1 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

〔公の施設の指定管理者〕〔交付金交付団体〕

監査対象団体：草津学区ひと・まちいきいき協議会

監査実施期日：令和4年11月11日

(2) 監査の範囲および方法

ア 指定管理者

公の施設の指定管理者に対して、事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、関係法令および条例その他の関係規程等を遵守しているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、令和2年度分、令和3年度分について、まちづくり協働課所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

イ 地域一括交付金ならびに地域まちづくり一括交付金

草津市まちづくり協議会交付金のうち地域一括交付金ならびに地域まちづくり一括交付金が、事業計画書等に基づき実施されているか、交付金の使途に不適切なものはないか、交付規則やマニュアル等の規定に違反していないか、交付対象事業は効果的に行われているか、出納事務は適切に行われているか、また、所管部局はまちづくり協議会に対して、交付金交付の効果および条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか、適切な指導や監督を行っているかの観点から、平成30年度分、令和元年度分の地域一括交付金、令和2年度分、令和3年度分の地域まちづくり一括交付金について、まちづくり協働課所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、監査計画に基づく着眼

点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

今回、監査を実施したところ、指定管理業務の履行ならびに草津市まちづくり協議会交付金のうち地域一括交付金および地域まちづくり一括交付金事業の執行は、監査対象団体において、一部に適正を欠くものが確認された。所管部局においては、実績報告時の確認や確定事務において慎重さを欠く事務処理が認められた。以下のとおり、これらを早期に処理し、適正で効率的かつ効果的な事務を執行されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し、改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：草津学区ひと・まちいきいき協議会（まちづくり協働課）

| |
|--|
| 監査対象施設（公の施設） |
| 草津まちづくりセンター |
| 指定管理の業務範囲 |
| (1) 施設の管理運営 |
| (2) センター条例第3条に掲げる事業の実施に関する業務 |
| ・地域のまちづくりに関する業務 |
| ・地域が豊かになる学びに関する業務 |
| ・住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務 |
| ・施設の利用に関する業務 |
| ・施設および設備の維持管理に関する業務 |
| (3) 各種報告 |
| 監査対象交付金 |
| 草津市まちづくり協議会交付金のうち、平成30年度および令和元年度は地域一括交付金、令和2年度および令和3年度は地域まちづくり一括交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む） |
| 勧告 |
| 地域一括交付金の平成30年度分360,320円の不執行および令和元年度分207,647円、令和元年度分まちづくり協議会運営交付金30,000円、さらに地域まちづくり一括交付金令和2年度分357,080円、令和3年度分3,279円については、交付対象外経費に充当された交付金であると認められるので、市長は、草津学区ひと・まちいきいき協議会に返還を求めるなどの必要な措置を講じられるよう勧告する。期限 |

は、令和5年1月20日までとする。

意見

交付金は、地域の自主性を尊重し、地域課題の解決や住みよい地域づくりなどの活動を支援するものである。その趣旨や具体的な用途、活用方法など、互いに共通認識をもって適正に執行されなければならない。各まちづくり協議会の役員や職員、再交付先の各団体などと適時、的確に情報を共有する工夫と努力をし、それぞれが適切に効果的に交付金を活用されるよう取り組まれない。今回の事案は不適切な交付金の使用が新聞報道され、地域住民の信頼を裏切ることになったことから、信頼を得る一つの方策として透明性の向上、情報公開のあり方など検討され、種々の取組により信頼を回復し、地域が一体となったまちづくりとなるよう市とまちづくり協議会の今後の取組が期待される。

なお、現在は事務負担軽減のため、領収書の添付は省略されているが、実績報告書に全体事業費、自主財源分、交付対象分、具体的な内訳の記載など点検、検査がしやすい工夫や報告書提出時に領収書原本の確認など慎重で確実な交付金の確定事務を求めるものである。

また、地域課題を共有し、意見を交わすことは大切なことであるが、節度ある交際が求められることは自明の理であり、応分の負担をすることは当然のことである。令和元年6月5日に開催された「研修会」に参加した職員は別の形で負担したとはいえ、改めて同協議会と協議、調整を要するものと思われる。今後は、飲食を伴う意見交換の場に職員が参加を求められたときは、会費制でなければ参加を見合わせるなど交際のあり方のルール化を検討することも必要である。

指摘事項

【草津学区ひと・まちいきいき協議会】

- ① 基本協定に則り、職員の給与月額をはじめ必要な報告は必ず提出されたい。
- ② 賞与を支給される場合は、支給対象時期、賞与の算定基準、査定期間、支払方法を明確にし、労働基準法等を遵守されたい。
- ③ 利用者アンケートは、できるだけ多くの利用者に回答をいただき、集計・分析を行って見える化したうえで、意見および要望等を的確に把握し、センター運営に活用されたい。
- ④ 令和2年度は指定期間の初年度で、基本協定の

締結自体が前年度の3月下旬となったが、指定管理期間の開始前に提出することはできずとも、締結後すみやかに事業計画書および収支計画書を提出するようにされたい。

- ⑤ 基本協定仕様書に基づき、清掃業務をはじめ維持管理業務を確実に実施され、実施された際は、年度報告書に記載されたい。
- ⑥ 基本協定仕様書および消防法に基づき、消防訓練を年2回実施されたい。
- ⑦ 事業報告書には、全ての事業の実績概要が確認できるよう資料を調製されたい。

【まちづくり協働課】

- ① 上記①～⑥の草津学区ひと・まちいきいき協議会への指摘事項のとおり、基本協定、仕様書に基づき必要な報告について、受領漏れのないよう留意するとともに、報告内容をよく確認して必要な指示をするように努められたい。
- ② 事業報告書には、全ての事業の実績概要が確認できる資料を添付されるよう指導するとともに、内容をよく確認されたい。

(令和4年11月21日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第13号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年12月1日

草津市農業委員会

会長 中野隆史

- 1 期日 令和4年12月12日(月) 午後1時30分
- 2 場所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について(報告)
 - 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
 - 3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について(報告)

- 4) 農地変更届出について（報告）
- 5) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 7) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和4年12月1日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第33号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年12月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

| 指定番号 | 事業者名 | 代表者名 | 所在地 | 電話番号 |
|------|--------|------|-----------------|--------------|
| 1326 | 真正設備工業 | 新井正二 | 滋賀県大津市黒津二丁目6番1号 | 077-546-6266 |

2 指定有効期間

令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

(令和4年12月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第34号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示

する。

令和4年12月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

| 指定番号 | 事業者名 | 代表者名 | 所在地 | 電話番号 |
|------|--------|------|-----------------|--------------|
| 1326 | 真正設備工業 | 新井正二 | 滋賀県大津市黒津二丁目6番1号 | 077-546-6266 |

2 指定有効期間

令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

(令和4年12月1日揭示済み)